

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 6 日

各都道府県フロン排出抑制法担当課（室） 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 47 条第 3 項の
規定による充填量及び回収量等の報告に係る留意事項について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

法第 47 条第 3 項の規定により、第一種フロン類充填回収業者は、毎年度、登録を受けた都道府県に前年度の充填量及び回収量等の報告（以下「充填量・回収量報告」という。）を行うこととされているところです。また、経済産業省及び環境省は、充填量・回収量報告に係る事項について、同条第 4 項の規定により都道府県から通知を受けた上で、法第 94 条の規定により情報を集計して公表しているところです。

この度、令和 5 年度の集計結果において、下記のとおり集計値の乖離があったことから、次年度以降、第一種フロン類充填回収業者が充填量・回収量報告を行うに当たって御留意いただくよう、貴都道府県で登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に対して本件を周知いただくようお願いいたします。

記

1 令和 5 年度集計結果における集計値の乖離について

法に基づく充填量・回収量報告において、第一種フロン類充填回収業者は、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「フロン排出抑制法施行規則」という。）第 49 条第 1 号に規定する者（以下「省令 49 条業者」という。）のそれぞれに「引き渡した量」を報告することとされている（別添 1 参照）。他方、第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者に「引き取った量」を報告することとされている。

経済産業省及び環境省において、令和 5 年度に報告された各値を集計したところ、これらの「引き渡した量」と「引き取った量」の各集計値の間に大きな乖離があった（別添 2 参照）。

2 乖離の原因について

第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者及び省令 49 条業者の中には、これらの許可又は認定を複数持つ者が存在する。そのため、第一種フロン類充填回収業者からこのような者にフロン類の引渡し（引取り）が行われる際、法令上のいずれの位置付けの者として引き渡したか（引き取ったか）について、双方の認識に齟齬があったこと等が乖離の原因として考えられる。

（例） 第一種フロン類充填回収業者 A が、フロン類破壊業者許可と省令 49 条業者認定の両方を持つ者 B にフロン類を引き渡した際、A は「フロン類破壊業者」に引き渡したとして記録・報告したが、B は「省令 49 条業者」として引き取った者として記録・報告した場合など。

3 充填量・回収量報告に当たって御留意いただきたい事項について

以上を踏まえ、第一種フロン類充填回収業者は、第一種フロン類充填回収業者の充填量・回収量報告に当たって、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者又は省令 49 条業者の複数の許可又は認定を持つ者にフロン類を引き渡した実績がある場合、法のどの位置付けの者に引き渡したのか、引き取った者と認識に齟齬がないよう、十分確認した上で報告書に記載いただきたい。

つまり、フロン排出抑制法施行規則の様式第 3 において、第一種フロン類再生業者に引き渡した量（④、⑫、⑳）、フロン類破壊業者に引き渡した量（⑤、⑬、㉑）、第 49 条第 1 号に規定する者に引き渡した量（⑦、⑮、㉓）の記載に当たっては、引き取った者から交付された証明書を確認すること等により、記載する欄や数値に間違いのないよう記載いただきたい（別添 1 参照）。

（本件連絡先）

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担 当：富田、石割

T E L：03-3501-4724

E-mail：bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

担 当：野村、長澤

T E L：03-5521-8329

E-mail：furon@env.go.jp

参考 フロン排出抑制法施行規則様式第 3 充填量・回収量報告書

※ 記載にあたって御留意いただきたい箇所は破線囲み部分のとおり。

様式第 3 (第 5 2 条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 4 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑦第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg

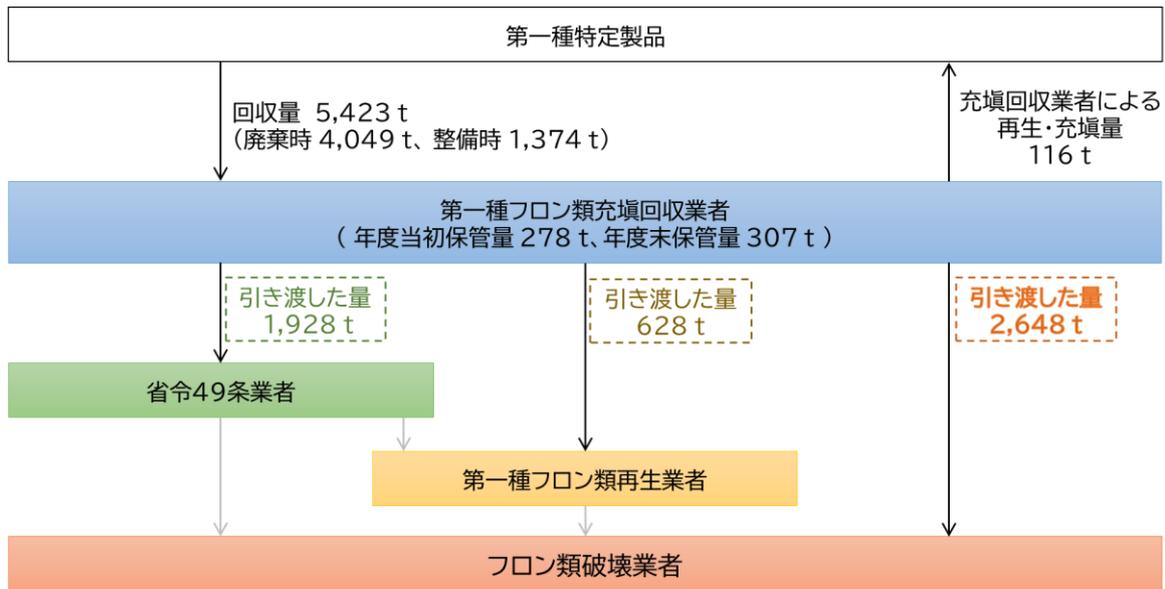
⑬第49条第1号に規定する者に引き渡した量						kg	kg
⑭年度末に保管していた量						kg	kg
HFC							
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台	
⑯充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計		
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台	
⑰回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
⑱年度当初に保管していた量						kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量						kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量						kg	kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量						kg	kg
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量						kg	kg
㉔年度末に保管していた量						kg	kg
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計		
	台		台		台		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓となるようにすること。
 - 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

参考 令和5年度(令和4年度実績)の集計結果について

※ 本来は、以下の2つの図の間でそれぞれ対応する「引き渡した量」と「引き取った量」は同じ値になるはずだが、大きく異なっている(同色の破線囲み部分)。

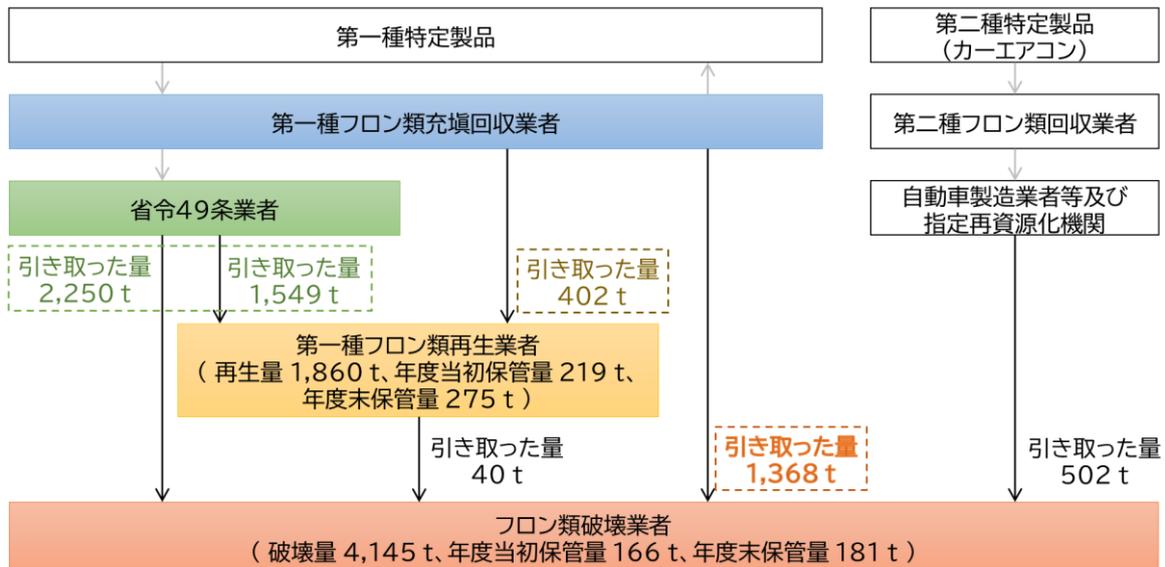
① 第一種フロン類充填回収業者からの報告の集計結果(フロー図)



※小数点以下を四捨五入しているため、図中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(出典：環境省報道発表資料 https://www.env.go.jp/press/press_02690.html を一部改変)

② 第一種フロン類再生業者とフロン類破壊業者からの報告の集計結果(フロー図)



※ 小数点以下を四捨五入しているため、図中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

※ 引取量には潤滑油に溶け込んだフロン類の重量も計上されているが、再生量は油等を除いたフロン類の実質再生量であるため、集計が一致しないことがある。

(出典：環境省報道発表資料 https://www.env.go.jp/press/press_02691.html を一部改変)